

横浜市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に関する条例施行規則（平成27年規則第101号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>○横浜市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に関する条例施行規則</p> <p style="text-align: right;">平成27年12月28日 規則第101号</p> <p>（定義）</p> <p>第2条 この規則における用語の意義は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「法」という。)及び<u>条例</u>の例による。</p> <p><u>(特定個人情報の利用停止請求の特例に関する個人情報保護条例施行規則の規定の準用)</u></p> <p>第7条 <u>横浜市個人情報の保護に関する条例施行規則（平成17年3月横浜市規則第46号。以下「個人情報保護条例施行規則」という。）第10条第5項、第17条の2、第23条から第26条まで、第27条の2、第28条及び別表の規定は、条例第8条第1項の規定による利用停止について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる個人情報保護条例施行規則の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</u></p> <p><b>【別記1 参照】</b></p> <p><u>(特定個人情報の是正の申出の特例に関する個人情報保護条例施行規則の規定の準用)</u></p>	<p>○横浜市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に関する条例施行規則</p> <p style="text-align: right;">平成27年12月28日 規則第101号</p> <p>（定義）</p> <p>第2条 この規則における用語の意義は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「法」という。)の例による。</p>

第8条 個人情報保護条例施行規則第10条第5項及び第27条の規定は、  
条例第9条第1項の規定による是正の申出について準用する。この場  
合において、次の表の左欄に掲げる個人情報保護条例施行規則の規定  
中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読  
み替えるものとする。

**【別記2 参照】**

(特定個人情報に関する個人情報保護条例施行規則の規定の適用)

第9条 特定個人情報（情報提供等記録を除く。）に関する個人情報保  
護条例施行規則第7条の規定の適用については、同条中「条例第19条  
第1項」とあるのは、「横浜市行政手続における特定の個人を識別す  
るための番号の利用等に関する法律の施行に関する条例（平成27年9  
月横浜市条例第52号）第10条において読み替えて適用する条例第19条  
第1項」とする。

(情報提供等記録の是正の申出の特例に関する個人情報保護条例施行  
規則の規定の準用)

第10条 個人情報保護条例施行規則第10条第5項及び第27条の規定は、  
条例第15条第1項の規定による是正の申出について準用する。この場  
合において、次の表の左欄に掲げる個人情報保護条例施行規則の規定  
中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読  
み替えるものとする。

**【別記3 参照】**

(情報提供等記録に関する個人情報保護条例施行規則の規定の適用)

第11条 情報提供等記録に関する個人情報保護条例施行規則第7条の規

定の適用については、同条中「条例第19条第1項」とあるのは、「横浜市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に関する条例（平成27年9月横浜市条例第52号）第16条において読み替えて適用する条例第19条第1項」とする。

（委任）

**第12条** この規則の施行に関し必要な事項は、デジタル統括本部長が定める。

（委任）

**第7条** この規則の施行に関し必要な事項は、デジタル統括本部長が定める。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

【別記1】

現行

第10条第5項	保有個人情報の開示、訂正請求、 利用停止請求及び是正の申出	横浜市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に関する条例（平成27年9月横浜市条例第52号。以下「番号条例」という。）第8条第1項の規定による利用停止の請求
	「第21条第2項」とあるのは、保有 個人情報の開示については「第31 条第3項」と、訂正請求については 「第35条第2項」と、利用停止請求 については「第44条第2項」と、是 正の申出については「第51条第2 項」	「条例第21条第2項」とあるのは「番号条例第8条第2項において読み替えて準用する条 例第44条第2項」と、第3項中「保有個人情報」とあるのは「保有特定個人情報（番号条 例第2条第2号に規定する保有特定個人情報であって条例第25条第1項の規定による決定 に基づき開示を受けたもの又は他の法令等の規定により条例第31条第1項各号に規定す る方法と同一の方法で開示を受けたもののうち番号条例第2条第4号に規定する情報提 供等記録を除くものをいう。次項及び第24条において同じ。）」と、前項中「保有個人 情報」とあるのは「保有特定個人情報」
第17条の2	前2条	横浜市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に関する条例施行規則（平成27年12月横浜市規則第101号。以下「番号条例施行規則」という。）第7条において読み替えて準用する前2条
第23条	条例第44条第1項	番号条例第8条第2項において読み替えて準用する条例第44条第1項
第24条	条例第46条第1項及び第2項	番号条例第8条第2項において読み替えて準用する条例第46条第1項及び第2項
第24条第1号及び第2号	条例第46条第1項	番号条例第8条第2項において読み替えて準用する条例第46条第1項
	保有個人情報	保有特定個人情報

第24条第3号	条例第46条第2項	番号条例第8条第2項において読み替えて準用する条例第46条第2項
	保有個人情報	保有特定個人情報
第25条	条例第47条第2項	番号条例第8条第2項において読み替えて準用する条例第47条第2項
第26条	条例第48条	番号条例第8条第2項において読み替えて準用する条例第48条
第27条の2第1項	条例第52条の4	番号条例第8条第2項において読み替えて準用する条例第52条の4
第27条の2第2項	前項	番号条例施行規則第7条において読み替えて準用する前項
	別表	番号条例施行規則第7条において読み替えて準用する別表
	同表	番号条例施行規則第7条において読み替えて準用する同表
第27条の2第3項及び第4項	第1項	番号条例施行規則第7条において読み替えて準用する第1項
第28条	条例第54条	番号条例第8条第2項において読み替えて準用する条例第54条

改正後（案）

削除

【別記2】

現行

第10条第5項	保有個人情報の開示、訂正請求、 利用停止請求及び是正の申出	横浜市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に関する条例（平成27年9月横浜市条例第52号。以下「番号条例」という。）第9条第1項の規定による是正の申出
	「第21条第2項」とあるのは、保有	「条例第21条第2項」とあるのは「番号条例第9条第2項において読み替えて準用する条

	個人情報の開示については「第31条第3項」と、訂正請求については「第35条第2項」と、利用停止請求については「第44条第2項」と、是正の申出については「第51条第2項」	例第51条第2項」と、第3項中「保有個人情報」とあるのは「保有特定個人情報（番号条例第2条第2号に規定する保有特定個人情報のうち同条第4号に規定する情報提供等記録を除くものをいう。次項において同じ。）」と、前項中「保有個人情報」とあるのは「保有特定個人情報」
第27条第1項	条例第51条第1項第4号	番号条例第9条第2項において読み替えて準用する条例第51条第1項第4号
第27条第2項	条例第51条第1項	番号条例第9条第2項において読み替えて準用する条例第51条第1項
第27条第3項	条例第52条第3項	番号条例第9条第2項において準用する条例第52条第3項

改正後（案）

削除

【別記3】

現行

第10条第5項	保有個人情報の開示、訂正請求、利用停止請求及び是正の申出	横浜市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に関する条例（平成27年9月横浜市条例第52号。以下「番号条例」という。）第15条第1項の規定による是正の申出
	「第21条第2項」とあるのは、保有個人情報の開示については「第31条第3項」と、訂正請求については	「条例第21条第2項」とあるのは「番号条例第15条第2項において読み替えて準用する条例第51条第2項」と、第3項中「保有個人情報」とあるのは「情報提供等記録（番号条例第2条第4号に規定する情報提供等記録をいう。次項において同じ。）」と、前項中「保

	「第35条第2項」と、利用停止請求 については「第44条第2項」と、是 正の申出については「第51条第2 項」	有個人情報」とあるのは「情報提供等記録」
第27条第1項	条例第51条第1項第4号	番号条例第15条第2項において読み替えて準用する条例第51条第1項第4号
第27条第2項	条例第51条第1項	番号条例第15条第2項において読み替えて準用する条例第51条第1項
第27条第3項	条例第52条第3項	番号条例第15条第2項において準用する条例第52条第3項

改正後（案）

削除